

刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築及び運営等に関する協定書

医療法人豊田会（以下「甲」という。）と高浜市（以下「乙」という。）とは、刈谷豊田総合病院高浜分院（以下「高浜分院」という。）の移転新築及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高浜分院の移転新築と移転後の適切な病院運営により、西三河南部西医療圏の医療の充実を図るとともに、高浜市における医療と介護の連携拠点としての機能、在宅復帰に向けた回復機能及び在宅医療の支援機能等の役割を担い、地域住民の保健福祉の増進に資することを目的とする。

（設置場所）

第2条 高浜分院の設置場所は、高浜市湯山町六丁目7番1～10とする。
2 乙は、移転用地を確保するものとする。

（移転時期）

第3条 甲は、2019年6月30日を目途に高浜分院の移転新築整備を完了し、これを運営する。但し、やむを得ない事由が生じた場合は、甲と乙で協議の上、開設日を変更することができる。

（病院運営）

第4条 甲は、移転後、自主自立した病院の運営に努めるものとする。なお、運営について、支障が生じた場合は、甲乙双方、誠意をもって問題解決にあたる。

（高浜分院運営協議会）

第5条 甲と乙との連絡調整を図るため、必要時に高浜分院運営協議会を開催するものとする。

（診療体制等）

第6条 移転時における外来については、内科、外科、整形外科及び眼科を標榜科とする。加えて、新たに血液透析、腹膜透析業務を実施する。
2 入院については、一般病床（地域医療構想に基づく回復期病棟）を導入し、病床数は、142床とする。
3 在宅医療を推進するため、訪問看護ステーションの機能を強化する。
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、在宅支援のための介護サービスを

ニーズに基づき、これを実施する。

- 5 認知症に関する医療の充実を目指す。
- 6 在宅復帰を進めるため、リハビリテーション機能を充実する。
- 7 災害時における医療救護所の後方支援を実施する。
- 8 人間ドック、総合健診をとおして、予防医療の充実を図る。

(費用の負担)

第7条 高浜分院の移転に係る費用は、甲が負担するものとする。

(資産の貸与)

第8条 乙から甲に対する資産の貸与は、次のとおりとする。

区 分	内 容
病院用地	移転後5年間は無償貸与 6年目以降は有償貸与とするが、2/3減免

なお、有償貸与の条件等詳細については、甲乙協議の上定める。

- 2 高浜分院の移転建築工事期間の土地使用については、設置場所は無償貸与とする。
- 3 設置場所以外の土地を高浜分院が専有する場合は、甲乙協議の上、別途賃貸借契約を締結するものとする。

(固定資産税等の取扱い)

第9条 建屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税は課税とする。ただし、移転後5年間は、乙は甲に課税相当額を支援する。なお、支払条件については、甲乙協議の上定める。

(乙の財政支援)

第10条 乙から甲に対する財政支援は、次のとおりとする。

区 分	内 容
移転新築費補助金	年間2億円を10年間、合計20億円
利子補給補助金	移転新築費補助金の残高 × 利率
経営基盤強化補助金	年間3千万円を10年間、合計3億円

なお、支払条件については、甲乙協議の上定める。

(高浜分院の移転前の建物の取壊し)

第11条 甲は、移転前の建物を取壊すものとする。ただし、取壊しの時期については、経営状況を勘案し、移転日後6年目を目途に、甲が決定するものとする。

2 取壊しまでの建物管理については、乙が行うものとする。

(協定の解除等)

第12条 甲又は乙の一方が、この協定に定める義務を履行しないときは、その相手方は、この協定を解除することができるものとする。

2 乙は、この協定書に定める義務のうち、法令により高浜市議会の議決を経なければならないこととされている事項については、高浜市議会の議決がなされた場合に履行するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、有効期限満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも別段の申し出の無いときは、この協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月14日

甲 刈谷市住吉町5丁目15番地
医療法人豊田会
理事長 豊田 鐵郎

乙 高浜市青木町四丁目1番地2
高浜市
代表者 高浜市長 吉岡 初浩